

平成 26 年 2 月 10 日  
運 輸 安 全 委 員 会

J R 北 海 道 の 職 員 に よ る 虚 偽 の 報 告 に つ い て の 刑 事 告 発 に つ い て

平成 25 年 9 月 19 日に発生した函館線大沼駅構内列車脱線事故に係る運輸安全委員会の調査に関し、大沼保線管理室における、事故の直後に軌間の軌道変位の検査データ等を改ざんし、それを運輸安全委員会に提出したという虚偽報告の事案について、運輸安全委員会設置法による罰則（第 32 条第 1 号）を踏まえ、本日、北海道警察本部に対して告発しました。

以上

問い合わせ先  
運輸安全委員会事務局総務課  
永田 （内線 54131）  
石川 （内線 54133）  
TEL 03-5253-8111（代表）  
TEL 03-5253-8819（直通）

運輸安全委員会設置法関係条文

(事故等調査)

第十八条 (略)

2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 (略)

二 鉄道事業者、軌道経営者、列車又は車両に乗務していた者、鉄道事故に際し人命の救助に当たつた者その他の鉄道事故等の関係者（以下「鉄道事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

三～八 (略)

3～5 (略)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第二項第一号、第二号若しくは第三号、同条第三項又は第二十二条第四項の規定による報告の徴取に対し虚偽の報告をした者

二～五 (略)